

アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様の近くにあって共に歩み続けます。

Avanti

みなみ

春 2019 号

VOL.21

公益社団法人 岐阜南法人会

Contents	
年頭のごあいさつ	(公社) 岐阜南法人会 会長 中村 源次郎 氏 1
	名古屋国税局 課税第二部長 岩田 和之 氏 2
	岐阜南税務署 署長 後藤 健一 氏 3
ホットニュース	納税表彰式 「税に関する作品」入賞者表彰 4・5
税務トピックス	軽減税率制度の実施について インターネット確定申告 確定申告会場のお知らせ 6~9
岐阜県からのお知らせ	eLTAXによる電子申告について 地方税共通納税システムについて 10
税理士コーナー	名古屋税理士会 岐阜南支部 税理士 工藤 孝司 氏 11
本会・支部・連合会ニュース	12~21
青年部会	22・23
女性部会	24・25
県連だより	26
生活習慣病予防健診のご案内	27
新会員紹介・事務局だより	28
編集後記	29



写真は各務原市河川環境楽園から望む「初日の出」です。
 世界淡水魚園水族館 アクア・トトぎふをはじめ水辺を中心とした施設や公園など岐阜県の自然を楽しみながら学べるテーマパークです。
 昨年度は異常気象に始まり自然災害に苦しめられた厳しい1年でありました。年が改まり新たな気持ちで、豊かな岐阜の地の自然と向き合う価値ある1年にしたいと初日の出に願いこめました。

株式会社Gyt
 代表取締役社長 堀江大典

年頭のごあいさつ



公益社団法人 岐阜南法人会
 会長

中村 源次郎

新年あけましておめでとうございます。
 岐阜南法人会会員の皆様には、ご健勝で新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当法人会の事業活動に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和28年2月に任意団体として設立した当法人会は、昭和55年3月社団化、平成24年4月公益認定を受け、税のよき経営者を目指す者の団体として、納税意識の高揚と正しい税知識の普及など、65年間一貫して税を中心とした活動を積み重ねてまいりました。現在3,500社以上の会員を擁する県内2位の大法人会として活動できますのも、諸先輩役員をはじめ会員の皆様のご理解と真摯な取り組みのお陰と感謝申し上げます。

さて、平成30年度は好調な企業業績を背景に法人税や所得税が大きく伸びたことから、税収が当初の見込みより数千億円増え59兆円台後半となる見通しで、過去最高に達した平成2年度の60兆1,000億円に迫る水準との報道です。しかし実体経済は、企業収益が好調とは云え賃上げへの波及自体は限定的であり、賃金上昇・物価上昇と云った力強い自律的好循環サイクルには至っておりません。また、本年10月には消費税率が10%になり、増えた税収は当初計画された社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に加え、幼児教育無償化へと拡大することとなり財政健全化も後退してしまっております。

さらに、中小企業を含め国内では人手不足が深刻さを増しており、外国人労働者の受け入れ拡大が臨時国会で大きく議論されたところですが、また、これに加

え中小企業の事業承継も喫緊の課題となっております。

このように国内では課題が山積しており、東京オリンピック開催を前に経済の悪化が懸念されます。

海外に目を向けますと、昨年11月の米国大統領中間選挙で上下両院とも与党多数の議会が、上院だけ与党のねじれ状態となり、本年1月から世界中が注目する中で新議会が始まります。世界経済が減速気味の中、トランプ大統領の保護貿易主義が更に進み、米中貿易戦争も一層激化し、世界経済の動向は予断を許しません。

今年は長らく親しんだ「平成」の時代もいよいよ終わりとなり、5月1日より元号を新たにスタートします。当法人会は、未来に向かい継続、発展していかなければなりません。会員の皆様には、本年も会員増強にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、私ごとで恐縮ですが、昨年 弊社踏襲に従い第九代「源次郎」を襲名いたしましたので、どうぞよろしくお願いたします。

結びに当たり、皆様のご健勝と会員企業の益々のご発展を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



世紀を越えて 自然の恵みを あなたのチカラに

原点は、ミツバチでした。
 1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じ
 自然と人間社会の調和について真摯に考え、
 実に多くのことを学んでまいりました。
 その叡智のすべてを
 人々の健康と真の豊かさの実現のために
 そそいでまいりました。
 健康補助食品のトップメーカーとしての
 大きな華を咲かせようとしています。
 食品・医薬品化粧品総合メーカーとして、
 より大きな夢に向かって
 チャレンジしてまいります。

蜂産品・
健康補助食品・医薬品の
総合メーカー

API株式会社

代表取締役社長 野々垣 孝彦

本社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1
 東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15
 クオリティセンター/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23
 長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3
 ミズホ先端技術センター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5
 工場【池田・池田医薬品・池田バイオ医薬品・揖斐川・ネクストステージ本巢】

TEL.058-271-3838
 TEL.03-3662-3878
 TEL.058-271-0183
 TEL.058-232-0838
 TEL.058-325-1038

年頭の御挨拶



名古屋国税局 課税第二部長

岩田 和之

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人岐阜南法人会の皆様には謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改革が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会

計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様には説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人岐阜南法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新年明けまして おめでとうございます



岐阜南税務署長

後藤 健一

平成31年の新春を迎え、公益社団法人岐阜南法人会会員の皆様には謹んで新年のお喜びを申し上げます。

貴会におかれましては、『税の啓発・普及』事業として、従前から「租税教室」を小学校・高等学校・大学で実施していただいているだけでなく、「税に関する絵はがきコンクール」では多数の作品の募集活動や、「税金クイズ」を各地域のイベント会場で実施されるなど積極的な活動をしておられ、私も昨年7月の着任以来、いくつかの活動を拝見させていただきました。

また、『地域企業の発展』事業として簿記研修会をはじめ各支部での税務・経営や労務研修会等の開催、『地域社会への貢献』事業として文化講演会の開催など公益社団法人としての役割を果たされており、中村会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の献身的な御努力、御尽力に対し深く敬意を表する次第であります。

私どもは、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うなど、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

経済活動の国際化・高度情報化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、こうした中で継続して様々な取り組みを行うことで、これまで以上に税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

消費税及び地方消費税につきましては、税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が本年10月に実施されることとなっているほか、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が2023年から導入されるなど税の仕組み

が大きく変化する時期となってきております。改正消費税法の円滑な実施に向けては、幅広く説明会や研修会等を開催することで、より多くの方に周知・広報すべく取り組んでおりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、間もなく平成30年分の所得税等及び消費税等の確定申告並びに贈与税の申告の時期となります。本年は、e-Taxの利用環境を拡充し、マイナンバーカード方式に加え「ID・パスワード方式によるe-Tax送信」や「QRコードを利用したコンビニ納付」ができるようになっております。

また、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』ではスマートフォンでも所得税の確定申告書が作成でき、特に給与所得者で医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除による還付申告を行う方は、「スマホ専用画面」が御利用になれます。

会員企業の役員並びに従業員の皆様が確定申告書を提出する際には、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を是非とも御利用いただき、e-Taxで送信、若しくは印刷して郵送等で提出いただきますようお願いいたします。

また、法人税・消費税等の申告におきましても、e-Taxを御利用いただくことをお願いするとともに、源泉所得税のダイレクト納付や法定調書等の提出につきましても御利用いただき、より一層のe-Taxの普及・定着に向けて引き続き御協力いただきますようお願いします。

最後になりますが、公益社団法人岐阜南法人会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄、そして本年が皆様方にとって良い年となりますことを祈念いたしまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。

納税表彰式

平成30年11月15日(木)OKBふれあい会館に於いて、岐阜南税務署による平成30年度納税表彰式が行われました。税務行政にご功績のあった皆様、岐阜南税務署長表彰並びに岐阜南税務推進協議会長表彰を受賞されました。

当法人会からは次の5名の会員が受賞されるとともに、10月31日(水)名古屋国税局長表彰を受賞された2名のご披露もありました。



ご挨拶
後藤岐阜南税務署長



平成30年度 納税表彰式

名古屋国税局長表彰

- 安藤 元一 殿(副会長)
- 柳原 幸一 殿(副会長)

岐阜南税務署長表彰

- 長谷部紀之 殿(理事)
- 山口 嘉彦 殿(副会長)

岐阜南税務推進協議会長表彰

- 石川 一博 殿(青年部会 副会長)
- 小川 純 殿(青年部会 会長)
- 北村 友一 殿(青年部会 副会長)

(五十音順)

平成30年度「税に関する作品」入賞者表彰

(公社)岐阜南法人会長賞受賞作品

岐阜南納税貯蓄組合連合会主催の小学生を対象にした「税に関する習字」と中学生の「税に関する作文」募集が、本年も「税を考える週間」行事として実施されました。

平成30年度、作文は15校から715点、習字は45校から3,092点と、大変多くの応募がありました。

当法人会は優秀作品に「法人会長賞」を授与し、本事業に協賛しています。

本年度は作文の部で千田菜月さん(羽島市立竹鼻中学校3年)、習字の部で高野倅花子さん(岐阜聖徳学園大学附属小学校3年)のお二人に「法人会長賞」が授与されました。

●法人会長賞／作文の部

「自分にできること」

羽島市立竹鼻中学校
3年 千田 菜月さん



らえると聞いた。しかし、被災された方は、そのお金は、家を建てられるほど多くないし、ある条件を満たさないと、もらえない、と言っていた。全国から支援金も送られるが、やはり、それだけでは足りない。今も、避難所で暮らしている人は多い。生活に困っている人も少なくないだろう。

日本は、地震や豪雨などの災害が多い国である。だから、そのときに被災地を支援するための税金は大切だと思う。

今の日本は、少子高齢化が進んでいる。これからは、高齢者に年金を払うことも大変になってくるだろう。年金は、社会保障の費用から出される。高齢者に、年金を渡すためには、若い人が働いて、税金を納めなければならない。しかし、今は、働く世代が少ないので、働く人の負担が増えてしまう。働く人の負担を減らそうとすると、高齢者の方に年金を払えなくなってしまふ。高齢者の方に安定した生活を送ってもらうには、もっと税金を増やさなければいけない。今、私は働くことはできない。でも将来、自分の仕事に就いたら、一生懸命に働いて、税金をしっかり納めたい。そして、高齢者の方の生活を支えたい。

今回、税について調べてみて、税金がどのように使われているかがよく分かった。また、税金なしでは、国や国民の生活は成り立たないということが分かった。だから、税金の大切さを実感できた。国のために、将来出来ることは、働いて、税金を納めることだと思う。今、できることは、税金によって当たり前に行っている学校での勉強を一生懸命にすること。それによって、将来国を支えられる自分の基礎を築くことだと思う。

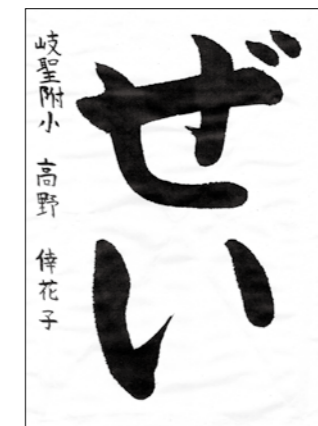
何か物を買うときに、払わなければならない消費税。他にも、両親が車に乗るために必要な自動車税、自分が市や町に住むための市民税、町民税などがある。私は、なぜ税金を払わなければいけないのか、といつも思っていた。それに、その税金は本当に自分たちのために使われているのだろうか、という疑問も抱いていた。

しかし、税金の使われ方について調べてみると、意外だった。自分が病院に行くと医者に見てもらって、さらに薬をもらってもお金がかからないのは、税金が負担してくれるからだ分かった。また、小学生・中学生一人が一年勉強するためにかかる教育費は、百万円もかかり、それにも税金でまかなわれていると知った。私たちが普通に生活している中でも税金が無ければできないことがたくさんあるのだと分かった。

先日、西日本を襲う豪雨があった。家や財産、家族を失った方が多くいた。だからそのときに、国から、家を建てるためのお金をも

●法人会長賞／習字の部

岐阜聖徳学園大学
附属小学校
3年 高野 倅花子さん



平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



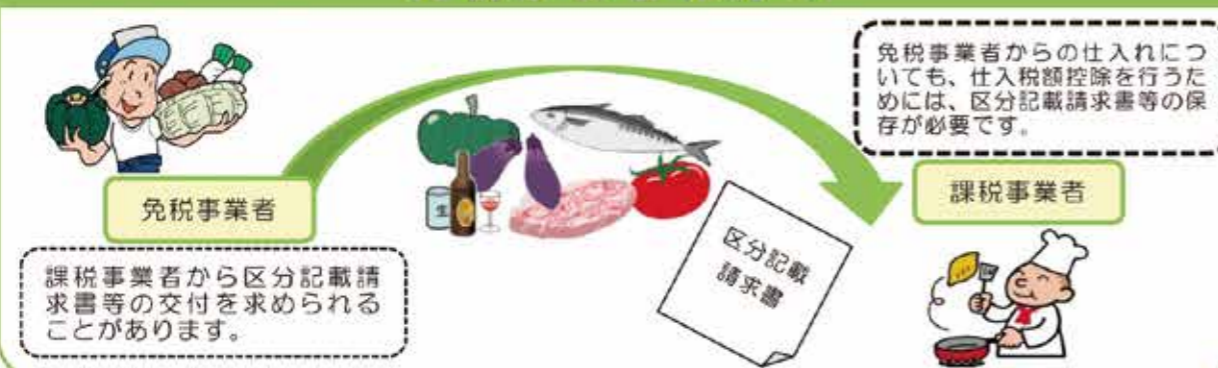
※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- 課税仕入れに係る支払対価の額

簿勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 税区分 (円)
11	30		△△商事 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事 11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
日付	品名	金額
11/1	魚 丼	5,400円
11/1	牛肉 丼	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
合計		18,400円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「その他のメニュー」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



インターネットで 確定申告ができます！



STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！（裏面をご覧ください）

利用率 **2人に1人が利用**

利用者の感想 **94%の方が役立つ**

と回答

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

① マイナンバーカード ② ICカードリーダー

IDとパスワードで送信
(ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…
平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは…

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面** をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Taxで送信すれば申告完了！**
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
- **申告書の控えは** PDF形式で **スマホに保存！**

確定申告書等作成コーナーへ！

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

平成30年分 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税 確定申告会場のお知らせ

- 会場** マーサ21 4階マーサホール 【所在地】岐阜市正木中一丁目2-1
- 開設期間** 平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)
(土曜日・日曜日は除きます。) 但し、2月24日(日)、3月3日(日)は開設します。
- 開設時間** 午前9時～午後5時(受付終了時間:午後4時)
大変混み合いますので、時間に余裕を持って御来場ください。また、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、御了承ください。



- お問合せ先・郵送先**
岐阜南税務署
〒500-8567
岐阜市加納清水町四丁目22番地の2
Tel. 058-271-7111(代表)
- ※自動音声により案内していますので、会場等の御質問は「2」を選択してください。
- 開設期間中、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていませんので、御了承ください。
 - 確定申告会場では、検算確認は行っていませんので、御自身で確定申告書を作成された方は、税務署へ郵送、電子申告(e-Tax)により御提出ください。
 - 確定申告会場では、納税証明の発行及び納税については行っていません。

eLTAXによる電子申告をご利用ください

eLTAXによる地方税の電子申告は、窓口に出向くことなく、オフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単にを行うことができますので、是非、ご利用ください。

なお、一定の法人については、次のとおりeLTAXによる電子申告が義務化されます。

■義務化の対象となる法人

次の内国法人が対象となります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人又は特定目的会社

■義務化の対象となる税目

法人県民税、法人市町村民税及び法人事業税

■義務化の開始時期

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分に係る申告から

■義務化の対象書類

申告書並びに地方税法及び政省令の規定により申告書に添付すべきものとされている書類の全て



地方税共通納税システムが稼働します

eLTAXによる地方税の電子申告を行うことで、全国の地方公共団体に対して、一度の操作で電子納税が可能になります。

■対象税目

法人県民税・法人市町村民税
法人事業税・地方法人特別税
事業所税
個人住民税(特別徴収分)

■開始予定時期

平成31年(2019年)10月1日以後の納付から



▶詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください <http://www.eltax.jp/>

【お問合せ先】

岐阜県総務部税務課 TEL:058-272-1111(内線2197)

消費税増税に向けてあれこれ

名古屋税理士会岐阜南支部
税理士 工藤 孝司

皆さんご存知のとおり、安倍首相が平成31年(新元号に絡む特需や経済効果を期待してもよいのでしょうか?)10月に消費税率を予定通り現行の8%から10%へ引き上げることを昨秋表明しました。

税率の引き上げはやむを得ないと思いつつ、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)と軽減税率の導入については、どうしたものかと頭を抱えている税理士はおそらく私だけではないと思います。

そこで今回は早急な対応が迫られる軽減税率制度についてふれてみようと思います。(インボイス制度もいろいろ面倒なようですが、導入はまだ5年先なので…)

まず消費税の軽減税率制度とは、税率が10%に増税されるにともない、低所得者層の税負担を考慮して(??もちろん高所得者層も恩恵にあずかれますよね)食料品などの生活必需品の消費税率を軽減する制度です。

軽減税率(8%)の対象品目は大きく分けて次の2つとなります。

酒類・外食を除く食料品

週2回以上発行される新聞(定期購読)

ただし、実務的には判断に迷うものや、まぎらわしい点が非常に多くあるようです。

コンビニやファーストフード店での店内飲食か持ち帰りの例などは代表的な点です。その他、宅配やケータリングは?栄養ドリンクは?おもちゃのおまけ付き菓子は?インターネット配信の電子版新聞は?などなど…。

なかでも、面白いと思った例をひとつ紹介します。生きている肉用牛、食用豚、食鳥等は、その販売時点で

は「食品」に該当せず軽減税率の対象とはならないようです。一方食用の生きた魚は「食品」に該当し軽減税率の対象になるようです。もちろん熱帯魚等の観賞用の魚は軽減税率対象外です。これは「飲食物品」とは、「食品表示法に規定する食品」との事からです。

これらの判断に迷うような事例は、国税庁のホームページから「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」を一読されるとよいでしょう。ただし、かなりのボリュームがあります。印刷などしようものならかなりの枚数が必要です。これを作成された方々は大変なご苦労があったことと思います(決して皮肉ではなく)。

ただ、これだけのQ&Aが掲載されるということは、それだけ混乱を招く恐れがあるということでしょうね。

また、個人消費の落ち込み対策として政府は、クレジットカードなどキャッシュレス決済を利用した際に増税分をポイントで還元する制度や、プレミアム商品券の発行等を検討しているようですが、中小零細企業にとって軽減税率制度以外にも対応すべき問題が数多くあるように思います。

以上のような事業者の事務負担が増大すると思われる制度ですが、実施までとわずか。増税後は一時的な景気の落ち込みも当然予想されますが、景気対策費用が巨額になるようなことになれば、当然消費税率引き上げによる増収分を財政再建に回せなくなります。いったい何のために消費税率を上げるのか、と私は強く言いたいと思います。さらなる税率の引き上げはあるのか?はたまた、今回の税率引き上げが凍結されるなんてことはないと思いますが…。

● 事業委員会

簿記研修会



梅村信之税理士

平成30年11月5日(月)～7日(水)恒例の簿記研修会を岐阜県金属工業団地(協)研修センターに於いて開催し、会員企業の従業員の方を対象に延べ94名の方が受講されました。

講師には名古屋税理士会岐阜南支部の梅村信之税理士にお願いし簿記初級コースを丁寧に教えていただきました。

企業会計における簿記の原則や目的、用語の解説、取引の仕訳などの基本と会計処理の仕組み、精算表、貸借対照表と損益計算書の作成までを分かりやすく説明していただきました。また、消費税率が来年10月より引き上げに伴う軽減税率制度についても説明がありました。

最終日には竹下専務理事により「自主点検チェックシート」を基に、領収書の様式・保管、棚卸時の注意点など企業経理の基本となる項目についてお話がありました。

研修期間中、受講者の方には休憩時間や研修後も熱心に先生のもとへ尋ねに行ったりして一生懸命取り組んでいる様子が伺え、この研修が今後の業務にきっと生きてくると感じました。



文化講演会

平成30年12月4日(火)岐阜市文化センター小劇場に於いて、文化講演会を開催しました。

講師に国際ジャーナリストのモーリー・ロバートソン氏を迎え「今、世界で日本で何が起きているのか?～メディアでは伝えきれない本当のこと～」と題してご講演いただきました。



開会挨拶 神谷 悟副会長



モーリー・ロバートソン氏

モーリー氏は東京大学を1学期で中退し、その後ハーバード大学へ進学された経歴で、現在テレビ等への出演もたいへん多く人気のジャーナリストです。

講演会内容は、世界各国の人々の考え方の違いについて、これまでの戦争など歴史的背景を踏まえて解説。今、米国ではなぜトランプ大統領が支持されているのか、米国の共和党・民主党それぞれの政治思想は何かなど、興味を引くお話が続きました。米国では、リーマンショックを境に、貧困となってしまった中流層の年配者が中心となって、フェイスブックに民主主義・リベラルが悪い、大金持ちが悪いと書き込み、これが大衆に伝播。そうしたSNSによる政権批判の背景などが、トランプ大統領を生むことに繋がっていると。

中国人などが大阪にどっと押し寄せて来たり、外国人が東京山手線内の人混みの中で自撮棒を使って撮影した写真が海外で大評判となるなど、京都・奈良など有名な風景・風習でなくても良い。日本人が気が付かないで普通と感じている事柄に対して、外国の人々が関心を寄せている。日本には世界の宝となるものが多く、ソフトパワーが多くある。お互いの信頼関係に基づいた生活は大変価値の高いものであることに、是非皆さんも気付いてくださいとお話され、講演会を終了しました。



● 組織委員会

ダイヤモンド賞受賞支部長を訪ねて



本年5月の総会にて中村会長よりダイヤモンド賞(組織拡大の最高賞)を受賞された各務支部の早川支部長をお尋ねいたしました。

● 会社の業務について

(株)ヤハタは昭和59年9月に創業され、造園・土木・外構エクステリア工事他、公園の緑化など街路樹維持管理をされています。



会社には土木・造園に関する多くの有資格者が勤められ、社長をはじめ社員の皆さんは造園や土木の仕事を通して、自然をととても大切に考えていらっしゃいました。早川社長ご自身もグリーンドクターという資格をお持ちで、木々の大切さについてとても熱心にお話をしていただきました。

● 会員拡大について

会員増強のことは数年前から頑張って1人でも多くの方を紹介しなければと常々思われていましたが、どうしても具体的に実行する事ができなかったそうです。一昨年、支部長の役に就いたこともあり、勇気をもって活動したところ、同町内の社長同士ということもあり、身近にお付き合いをと快く入会していただくことが出来たそうです。「思っているだけでなく、実行し行動に移すことの大切さを改めて学びました」とお話ししていただきました。

自然を愛する実直なお人柄と持ち前の熱意ある行動力と幅広い人脈を生かし、会員増強を図ってこられたと感じました。

新設法人説明会 ● 組織委員会



平成30年12月10日(月)岐阜南税務署と当法人会の共同開催による「新設法人説明会」が岐阜産業会館で開催されました。参加人数は12名。税務署からは森岡 巨法人第一統括官と堀良明審理担当上席、法人会からは土屋誠次組織委員長と谷口広樹組織委員が説明会の運営に当たりました。

はじめに全法連作成のDVDを視聴した後、堀審理担当上席から、

- ① 法人設立時の各種の届出書類をはじめ会計帳簿等の作成や税法上費用の取扱い
 - ② 消費税の課税制度
 - ③ 源泉徴収制度・印紙税
- など盛りだくさんの説明がありました。

最後に、土屋組織委員長から税務協力団体である法人会について、竹下専務理事から法人会の具体的な研修等の様子について、谷口組織委員から会員加入して良かったと感じた事柄などの紹介をしてもらいました。



● 税制委員会

第1回 税制委員会

平成30年9月25日(火) 岐阜ワシントンホテルプラザ「銀座八丁」に於いて、第1回税制委員会を開催しました。

会議は矢田章博税制委員長の司会で進められました。議題は、

- ①岐阜県法人会(連)税制委員会の報告
- ②8月29日公開講演会の結果報告
- ③税制委員会の今後の事業

について審議しました。また、第35回法人会全国大会(鳥取大会)への参加や10月開催のタックスゼミ、11月の地元選出議員に対する税制提言等についても協議しました。

最後に、竹下好伸専務理事による「自主点検チェックシート」の研修を実施し、その後出席者による交流懇談会が開催されました。

タックスゼミ

平成30年10月26日(金) 税制委員会は、青年部会並びに女性部会に加えて一般会員を含め、総勢28名参加の下「平成30年度タックスゼミ」を岐阜県金属工業団地(協)研修センターで開催しました。



福井眞一先生

講師は名古屋税理士会岐阜南支部所属の公認会計士福井眞一先生にお願いしました。

本年度は、「事業承継税制の抜本的見直しと軽減税率導入に向けて今から準備すること」と題して平成30年度税制改正も含めたご講義内容でした。

消費税率については、既に安倍首相が来年10月から10%に引上げることが明言していることから導入後の主な留意点について以下の様に説明されました。

導入半年前の経過措置指定日平成31年3月31日までに契約した請負工事は、従前の税率8%となる。リース契約については、施行日前日の平成31年9月30日までに契約したものは8%となる。導入後の食品等の軽減税率については、小売事業者等は幾分煩雑だが製造事業者はそれ程でもないと思われる。ただし、一切関係ないと云う訳ではなく、会社で購入したジュース等の食品は8%が適用され、10%の仕入控除をすることは誤りであることは留意を要する。今後、適格請求書等保存方式(インボイス方式)に移行することになっている。したがって、徐々に免税事業者からの

仕入控除が縮小されることになっている。

事業承継税制については、以前から税法に規定されていたが平成30年4月から抜本的な改正があり、非上場株式が100%納税猶予されることとなった。しかし、あくまで納税猶予であり、納税が免除されるのではないことに、くれぐれも注意いただきたい。今回の制度を利用するためには届出が必要であるが、期間が限られていることから当面届出だけをして、同制度を本当に利用するか否かの判断は先送りしても良い。大きなメリットもあるが、一旦選択すると後戻りできないことから、顧問税理士によく相談してもらいたい。

税制改正に関する提言

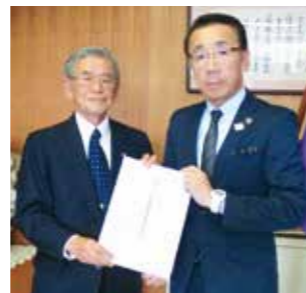
税制委員会は、地元選出国會議員や市長及び市議会議長に「平成31年度税制改正に関する提言」活動を行いました。「平成31年度税制改正に関する提言」書の提出先は次の通りです。

- 30.11.11 野田聖子衆議院議員
- 11.12 松井聡羽島市長
- 11.12 山田紘治羽島市議会議長
- 11.13 浅野健司各務原市長
- 11.13 川瀬勝秀各務原市議会議長
- 11.23 武藤容治衆議院議員

提言書は、中村会長、長谷副会長、柳原副会長、井原税制副委員長、竹下専務理事が議員事務所や市役所を訪問しご本人に直接手交しました。



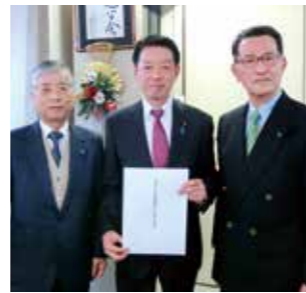
野田聖子衆議院議員



松井聡羽島市長



浅野健司各務原市長



武藤容治衆議院議員

支部 ニュース

支部合同研修会

● 岐南町西・北・東支部



平成30年9月13日(木) 岐南町西・北・東3支部は、ホテルグランヴェール岐山で合同研修会を開催し、38名が受講しました。

(有)商売繁盛応援団の木越和夫氏を講師に迎え、「一流経営者の48の条件」と題して講演をいただきました。

木越氏は箸製造会社を創業され37歳の時、箸の製造工場を併せた観光管店をオープン。一人一膳の箸をユニークな発想と工夫により年商数億円の企業にし、現在は企業経営成功の秘訣などについて全国各地で講演されています。

司会者の講師紹介後、いきなり真っ赤な「大黒様」の衣装で登場した講師は、たいへん明るく元気にお話を進められました。「成功の条件」としての48項目を示し、これを受講者自身が自己採点しながら、木越氏のお話を聞いていきました。



木越和夫氏

- 自分を愛し他人を愛する
- 思いやりの心を大切に
- いつもニコニコ笑顔である
- 「ありがとう」の感謝を忘れない
- 他人の悪口をいわない、良い所を見てほめて、まねてそして謙虚でいる
- 終始ユーモアを交えた講話は楽しく会場内で笑いも絶えず、なるほどと実感しすぐに役に立つ「商売繁盛」のヒントをいただいた講演会になりました。

労務管理・税務研修会

● 川協支部



吉井元子氏

平成30年9月20日(木) 社会保険労務士で現在(株)中部人材育成センター所属の吉井元子氏を講師に迎え、「これからの働き方改革を考える」をテーマに労務管理に関する研修会を開催しました。そして、租税ワンポイントレッスンとして法人会に推奨されている「自主点検チェックシートの活用」について、当会の竹下好伸専務理事より解説いただきました。

研修会では、働き方改革推進法の概要と実施時期、近年中に施行される「有給取得の義務化」や「残業時間の上限規制」について労務担当者が知っておくべきポイントを解説いただきました。

理解がしにくい「同一労働同一賃金」については、正規社員と非正規社員の違いと均衡・均等待遇の要点や「契約社員と正社員」と「定年後再雇用社員と正社員」で争われた最高裁判例を元に、学ばべきポイントと会社が取り組むべき対策を解説いただきました。

租税ワンポイントレッスンでは、竹下専務理事から法人会が推奨している「自主点検チェックシート」を活用した企業税務コンプライアンスの向上や税務リスクについて学びました。チェックシートの概要説明だけでなく、チェックシートの要点項目について竹下専務の経験談から、楽しく身近な税務トラブルに絡めたお話がありました。

研修会終了後のアンケート調査では、「同一労働同一賃金の最高裁判例について学び、企業の取り組むべきことが分かった」、「自主点検チェックシートの説明はもちろん、竹下専務理事のお話の実務に沿った内容で、チェックすべきポイントが理解しやすかった」との感想がありました。

川協支部では、今後も企業経営と企業税務の向上を目指して研修会を開催し、また「自主点検チェックシート」の活用を推奨し

報告会 ● 三里支部



平成30年9月21日(金)山口鋼業(株)会議室に於いて、支部報告会を開催しました。

森支部長代理から平成29年度の支部活動状況及び収支会計報告が行われました。協議の中で平成30年度には、これまで以上に支部独自の活動を行うこととしました。続いて支部長の変更が協議され、山口浩之介支部長に代わり新たに葛西豊次氏が支部長に選出されました。更に森嶋有一氏、村田元氏が新たに支部幹事に加わることとなりました。

最後に、会員増強の取組み方法等の検討が行われて、報告会が終了となりました。

長森南小学校「税の標語」入賞者表彰

● 長森支部



平成30年10月9日(火)「税の標語」の入賞者の表彰を長森南小学校の校長室で行いました。授業の合間の昼休みに各学年の入賞者の児童全員に集ってもらいました。神谷 悟支部長から、表彰状と副賞の法人会オリジナル図書カードが手渡されると「ありがとうございます」とお礼の言葉が元気よく返ってきました。

税の標語は、去る7月15日(日)に開催された「長森南小こどもフェスティバル」において募集したもので、今回は270点の応募がありました。

応募作品は支部役員を選考を経て、岐阜南税務署で税務の視点からも改めて選考していただき、各学年から最優秀・優秀・佳作2点を選びました。

校長先生からも「長年続いている税の標語募集の表彰は、子ども達にとっても励みになります。」とお礼の言葉をいただきました。

入賞作品はパネルにして同小学校で1ヶ月ほど掲示した後、長森地区の銀行に掲出する予定です。

また、この標語は当法人会の新聞広告などにも使用して、税に関する意識の高揚に役立たせていただきます。

支部幹事会 ● 中央市場支部



平成30年10月15日(月)岐阜中央青果(株)会議室に於いて、支部幹事会を開催しました。

新たに支部長となった岡部宏行支部長から今後の支部長としての抱負と平成29年度の収支決算の説明が行われました。同会臨席の竹下専務理事から、本会における活動状況の説明がありました。

リバーサイドカーニバル2018

● 笠松支部

平成30年10月21日(日)かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の笠松みなと公園で開催された「リバーサイドカーニバル2018」に参加し、「税金クイズ&ボール投げゲーム」を行いました。

今年は天候に恵まれ、秋とは思えない暑さの中で、親子連れに「税金クイズ」を実施した後、お子さんには「ボール投げゲーム」に挑戦してもらいました。三色のカップめがけて勢いよくボールを投



げるお子さんや、うまく投げられないお子さんに一生懸命アドバイスする保護者の方など家族一体となって楽しんでいただき、453名の参加がありました。

「税金クイズ&ボール投げゲーム」は、今年で3回目となり毎回楽しみに参加するお子さんも多く、用意したお菓子も早々になくなるなど、大盛況のうちに終えることができました。親子連れの方に税を考えるよいきっかけ作りができた事業となりました。

支部合同公演会 ● 加納地区11支部

平成30年10月22日(月)加納地区11支部合同公演会をホテルグランヴェール岐山に於いて、一般公開事業として開催しました。来賓として岐阜南税務署から前田仁見副署長、森岡 亘法人第一統括官にお越しいただきました。参加者は84名と昨年を上回る来場がありました。

冒頭、前田副署長よりご挨拶をいただき、その後、落語家の林家染太氏による「落語会」を開催しました。大阪の天満天神繁盛



来賓挨拶 前田仁見副署長



亭をホームグラウンドに全国各地で古典から新作落語まで語る傍ら、津軽三味線、南京玉すだれなどをこなす、たいへん多芸な落語家さんです。

導入の「まくら」では、ニューヨークで英語落語をご披露した時、落語中の会話で「おう、おまはんか。まあ、こっちへお入り。」というのを『ハロー、ハロー。プリーズ・カム・ヒア』と語り始めたところ、客席に座っていた観客が舞台上上がってきてしまった。また、ロンドンのヒースロー空港では、トランクに入れていた三味線とパチがライフル銃とナイフに間違えられ、楽器だと説明しても納得してもらえず、その場で三味線演奏をしたなど、文化の違うエピソードを上手にお話していただきました。その後、新作落語1席と古典落語「鹿政談」を聞かせていただき、あっという間に1時間が過ぎてしまいました。

平成三十一年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願ひ申し上げます

謹賀新年

〈引受保険会社〉 **Afiac アフラック**

岐阜支社
〒500-8856 岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

支部幹事会

● 茜部第二支部

平成30年11月6日(火)株Gyt会議室に於いて、茜部第二支部幹事会を開催しました。

今回は平成29年度の会計報告並びに活動状況について説明がありました。昨年は支部活動がやや低迷であったことを踏まえ、平成30年度には支部独自に研修会を企画するなど、活動を活性化していきたいと方針が示されました。来賓としてご出席いただいた本会の竹下専務理事から会員勧誘に当たっての当法人会加入メリットについて説明がありました。その後、未加入法人名簿等を参考にしながら、グループ法人や新設法人への加入勧奨など具体的な方策について協議を行いました。



台風21号では、同社岐阜支社管内で約22万戸が停電し、全送までに最大6日を要した。山間部では倒木による停電が多く、今回の災害を象徴するものとなった。機械の入り込めない山中で手作業による倒木処理を行うなど、関係会社を含め全送のために延べ1万人以上が復旧作業に当たった。

一方台風24号では、岐阜地方は大きな被害はなかったが、岡崎支社や静岡支社で停電等の被害が大きかった。

電力の需給バランスについては、北海道や九州の小規模な電力地帯では、バランスが崩れると大規模停電となり易い。東海地方は大規模地域で電力会社間での連携も容易で、そういった危険性は少ない。

最後に家庭における省エネ方策について教えていただいて講演会を終了しました。

講演会に続いて、会員交流懇談会を開催しました。



支部合同研修会

● 鶉・日置江支部

平成30年11月6日(火)鶉・日置江支部は「うおぶん」に於いて合同研修会を開催しました。参加者22名。

講師に中部電力(株)岐阜営業所の渡辺公午氏・加藤克己氏・下條照幸氏を迎え「災害発生時における復旧体制について」と題して研修会を開催しました。

本年発生した台風21号は、岐阜地方にも大きな被害を発生させました。停電が長く続いた地域もあり、改めてインフラの整備の重要性を認識しました。

研修では①台風21号・24号の対応状況、②電力の需給バランスについて、③家庭の省エネについて説明をしていただきました。



日置江 松田支部長

消費税期限内納付推進運動実施中!



消費税の期限内納付を忘れずに。



- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Tax^(※2)が利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

連合会 ニュース

ぎふ羽島駅前フェス2018

● 羽島市連合会



平成30年11月3日(土・祝)羽島市連合会は、JR岐阜羽島駅前周辺で開催された「ぎふ羽島駅前フェス2018」に於いて、ブースを設置し、「税金クイズ」を行いました。

小春日和の心地良い陽気と晴れ渡る青い空の下、大変多くの来場者があり、約300名の方がクイズにチャレンジされました。

「外国では、救急車を利用すると料金を払わなければいけない国がある。」など全5問に対して支部役員が答え合わせしました。「アメリカやフランスでは、救急車を利用すると基本料金+走行距離に応じた料金を支払わなければならない。」という解説に来場者からは驚きの声も上がり、大人から子供まで幅広く税金について考える啓発活動を行うことができました。

各務原市産業・農業祭

● 各務原支部連合会



平成30年11月10日(土)11日(日)各務原支部連合会は「各務原市産業・農業祭」に於いてブースを設け、「税金クイズ」「税に関するアンケート」「税のぬり絵」を行いました。

会場では、多くの団体による農産物や海産物が所狭しとばかりに展示され、大変な賑わいでした。

当会のブース内で行われた「税金クイズ」には両日で約1000名の方が答えにいただきました。「税のぬり絵」コーナーでは、幼児

に「税金」の文字をなぞり書きしてもらい、2日間で約800名の参加がありました。

「税に関するアンケート」の中に教育支援に税金が使われていることを知らなかった人が約75%に達していました。義務教育9年間で一人当たり843万円の税金が使われている(平成27年度)と会員から解説されて、驚きの声が多く聞かれました。

税務研修会 ● 羽島市連合会



沖田隆司 上席調査官

平成30年11月19日(月)18時から羽島市連合会は不二羽島文化センターに於いて、「税務研修会」を開催しました。夜間の開催にもかかわらず、各務原市や岐南町など羽島市以外からの会員参加を得て、合計33名が参加しました。

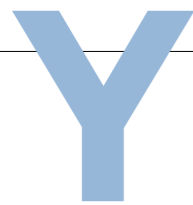
講師は岐阜南税務署資産課税部門の沖田隆司上席調査官で、「改正事業承継税制を中心とした相続税の取扱いについて」と題して研修を行っていただきました。事業承継は、企業経営者にとって避けて通れない課題です。

今回の改正は、平成20年度から導入されている事業承継税制の特例措置として位置づけられ、利用するためには、平成30年4月1日から5年以内に特例承認計画を策定し都道府県知事に事前提出し、確認を受ける必要があります。計画が確認されると平成30年1月1日以後10年間の間に相続・贈与があった場合について特例措置が受けられることになります。

最大の特色として、非上場株式について、全株式が100%納税猶予されることです。また、事業承継する後継者が1人から最大3人まで拡大されることも改正の1つです。

本特例措置は贈与税及び相続税について適用され、贈与を受けた場合には、翌年の2月1日から3月15日までに受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。また、相続を受けた場合は相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告をする必要があります。不明な点は、税務署や税理士さんにお尋ねくださいとお話されて研修を終了しました。





Youth Sectional Meeting
青年部会

スポーツ交流会



平成30年9月27日(木)ACグランドにて恒例のスポーツ交流会「ボウリング大会」を開催いたしました。今年は税務署からは、後藤署長・前田副署長・森岡法人第一統括官をはじめ10名のご参加をいただき、青年部会26名、事務局3名の合計39名で開催しました。組み合わせは青年部会員と税務署職員の混合チームで構成し、1チーム4名とし、2ゲームトータルスコアによる個人戦と団体戦を行いました。真剣勝負の中にもたいへん楽しく競技をすることができ、会場のあちこちから歓声や笑い声が聞こえ、ガッツポーズやハイタッチを行うなど大変盛り上がりしました。

競技後には表彰式と懇談会を行い、部会員と税務署職員がゲーム中の盛り上がりそのままに歓談ができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。このように部会員と税務署職員の方々と直接交流できる機会のあるこのスポーツ交流会は非常に貴重な事業であると改めて実感しました。なお結果は以下の通りです。

個人戦 優勝：阿部浩介
準優勝：森 優樹(岐阜南税務署)
3位：森嶋有一

団体戦 優勝：谷口広樹、戸野部宏昌、三森秀樹
三浦弘貴(岐阜南税務署)

第41回岐阜県下法人会
青年部会連絡協議会



平成30年10月5日(金)セラピア土岐にて多治見法人会青年部会が主管となり「第41回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会」が開催されました。

協議会には県下7単位会の青年部会員80名・事務局15名が参加し、来賓として名古屋国税局 課税第二部 法人課税課浅井清貴課長、また多治見税務署堀 仁署長をはじめとする12名をお招きして盛大に開催されました。

メインテーマは「2018 他を知り己を知る～未来に向けて共有しよう～」であり、研修会では11月に開催される「全国青年の集いー岐阜大会」で飛騨法人会青年部会が披露する租税教育プレゼンテーションが発表され、山間部ならではの苦労や地域の特性を生かしたオリジナルな租税教室などアイデアに満ちたプレゼンが行われました。分科会では、グループ毎に分かれて「租税教育活動の充実」と「部会員の活性化」の2つのテーマで話し合わせ、租税教育活動のマンネリ化や慢性的な講師不足、また部会員の減少など各単位会が抱える問題点を出し合い活発に討議されました。

その後、各分科会の発表が行われ、参加者全員で各テーマの議論内容を共有し、今後の青年部会の活動のあり方について大変参考になりました。また総評を岐阜北税務署曾根義光署長からいただき、有意義な分科会となりました。

懇談会では楽しいアトラクションや美味しい料理と共に他の青年部会や来賓の方々と交流することで、「全国青年の集いー岐阜大会」に向けて7単位会のより一層結束力が強まり弾みのつく1日となりました。



第32回法人会 全国青年の集い



山崎浩二徴収部長

平成30年11月8日(木)・9日(金)の2日に亘り、(一社)岐阜県法人会連合会並びに岐阜県法人会連合会青年部会連絡協議会主管により「第32回法人会 全国青年の集い」岐阜大会が開催されました。大会スローガン「未来を切り開く先駆けとなれ～『天下布武』発信の地岐阜から～」を大会スローガンに掲げ、長良川国際会議場をメイン会場にして、全国から約2500名の青年部会のメンバーが集まり盛大に行われました。



来賓には国税庁から山崎浩二徴収部長、名古屋国税局金井哲男局長、法人会関係では全国法人会総連合小林栄三会長、全国法人会総連合青年部会連絡協議会中村一朗会長ほか多くの方にご出席いただきました。

大会初日の「租税教育活動プレゼンテーション」では名古屋局を含む全国11局連が発表し、各地域の特色を活かした活動や思考を凝らした活動が報告され、我々にとっても今後の租税教育活動に大いに参考になるものでした。最優秀賞には金沢局連の金沢法人会青年部会が、「税の使いみち総選挙2018～繋がる租税活動～」をテーマとした租税教室開催事業が受賞されました。また、優秀賞には札幌局連の札幌中法人会青年部会と熊本局連の阿蘇法人会青年部会活動がそれぞれ受賞されました。

大会2日目の大会式典に於いて岐阜県法人会連合会が平成29年度会員増強運動の純増基準部門で優秀賞、新規加入基



金井哲男局長

準でも第1位となりました。また、単位会での純増基準では多治見法人会が332.1%をトップに岐阜県下7単位会すべてが優秀賞を受賞しました。

記念講演では講師の紺野美沙子氏による「今私たちにできること～未来のために～」と題して女優業の他に国連開発計画親善大使として途上国の視察を通じてその国の人々の厳しい生活の現状や私たち日本が今できることについて、また途上国の人々の支援のために私たちの税金が大切に使われて役立っているとお話をいただき、大変興味深くお聞きすることができました。

大懇親会では飛騨牛の串焼き・鮎の塩焼きをはじめ、飛騨の朴葉味噌や郡上の鶏ちゃん焼など様々な名物料理や郷土料理を堪能していただきました。また、アトラクションに於いては岐阜にゆかりのある美川憲一氏にお越しいただき、トークや音楽を交えながら会場を大いに盛り上げてもらいました。懇親会の最後には大分県連にPR映像を交えながら次年度大会参加の呼び掛けをしてもらい無事にバトンを引き継ぎ岐阜大会を終えることができました。この懇親会で全国のメンバーには岐阜の食文化や岐阜の素晴らしさに触れてもらいながら部会員同志の貴重な情報交換の場を提供することができました。

最後になりましたが、加藤誠大会会長を始め役員の皆様そして会員増強活動にご尽力いただきました会員皆様に感謝申し上げ結びとさせていただきます。



美川憲一氏



Women Sectional Meeting

女性部会

第37回岐阜県下法人会 女性部会連絡協議会



平成30年10月16日(火)大垣法人会女性部会が主管し、ホテルグランヴェール岐山に於いて「第37回岐阜県下法人会女性部会連絡協議会」が開催されました。当法人会からは10名の部会員と事務局2名が参加しました。

本年度も昨年度に続きグループディスカッション形式により「女性部会活動について思うこと」をテーマで7グループに分かれて意見交換会を行いました。

それぞれの単位会から租税教室や地域イベントなどの女性部会の活動内容と参加状況や租税教室の取り組み状況報告と今

後の取り組み方策など、幅広く女性部会活動全般に亘って意見交換が行なわれました。中でもバザーを行いその資金で寄附活動をするなど新たな取り組みも紹介され、今後の活動を広げる上で参考となる意見も数多く寄せられ、有意な意見交換会となりました。

式典では、名古屋国税局課税第二部岩田和之部長より来賓祝辞の後、2グループから意見の取りまとめの発表がありました。また、講評を法人課税課石川美保子課長補佐からいただきました。

最後に、日本医科大学附属病院の川井 眞氏に「企業における救急医療の初期対応」と題して講演をしていただきました。

応急手当の一番の目的は、生命を救うこと。心停止が3分間放置されると死亡率は50%になる。急病人が発生した場合、その症状が激しいと周囲も慌ててしまい必要な手当てが十分にできないことになりかねない。傷病者にはまず横にするなどして安静を保つことが大切など、企業内で発生するケース等を丁寧に説明していただきました。



川井 眞氏

リバーサイドカーニバル2018

平成30年10月21日(日)かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の「リバーサイドカーニバル2018」が笠松みなと公園で開催されました。

女性部会は毎年ブースを設け、青年部会から応援を得て税の啓蒙活動を行っております。女性部会員12名、青年部会6名、事務局3名の総勢21名がスタッフとして従事しました。

今年は岐阜南税務署から、後藤署長、前田副署長、森岡法人第一統括官が視察に来ていただきました。

開会セレモニー終了後、税金を身近なものと感じてもらうため午前10時から「税金クイズ」実施しました。

『消費税はいつから』の3択(①大正・②昭和・③平成)問題には、圧倒的に昭和と答える来場者が多くいました。しかし、「DAIGOのお祖父ちゃんの竹下総理の時だから、平成だよ」と正確に答える人もいました。

昨年台風の影響で中止になった当イベントは、快晴の天候の下で行われたためか、来場者も多く用意した780名分の税金クイズは、午後1時前には全て無くなってしまいました。

ステージ上では小学生の鼓笛隊演奏や和太鼓の迫力ある演奏などが繰り広げられ、また木曽川を利用したEポートレースは、必死に漕ぐ姿に盛んに声援が送られて、大変見応えの多いイベントが繰り広げられました。



税務研修会

平成30年11月27日(火)ホテルグランヴェール岐山に於いて「税務研修会」を開催し、女性部会員及び青年部会員合計21名の参加がありました。

講師は、元岐阜北税務署長の安井秀樹氏で「お笑い税金トーク」と題してご講演いただきました。

安井氏の講演は、「眠れなかつた」の話から始まりました。2

週間前に3泊5日でメキシコに工場を新設する関与先のセレモニーに出席した。夜中に日本から仕事の電話が頻りに掛かり睡眠不足になった。昼夜逆転の地域に旅行すると大変である。

子どもの頃からラジオに出演するなどしたこともあり、本気で落語家なろうとさえ考えたが、母の勧めで公務員受験し税務署に就職することとなった。学生アルバイトで「ヤングおー!おー!」という番組の名古屋収録に出演したこともあり、5,000円の約束で出演したが、4,500円しか頂けなかったのが、確認したら源泉所得税を天引きされていた。今思えば、この頃から税に関係していたのかと感じる。税務署に就職して母は喜んでくれたが、数年して目つきが悪くなったと揶揄された。

落語好きの安井氏は、随所に小話を入れながらの講演で会場は笑いの渦でした。講演の中では、また、夫婦の機微にも触れ、夫



安井秀樹氏

が妻に一番言ってもらいたい言葉は「お疲れさま」。逆に妻は「ありがとう」と夫に言ってもらいたいと考えている。『二人とも何か欠けていい夫婦』と云う言葉があるそうで、お互いに補完しあっていくことが大切と。最後に「家庭も会社も笑顔の毎日にして下さい」と、話されて講演会を終えられました。

時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、子どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



ハートランス株式会社

本社 / 〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地
TEL.058-377-5000(代) URL http://www.hearttrans.com
拠点 / 東京・久喜・野田・名古屋・稲沢・多治見・見・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配送・折込配送●近郊配送・中長距離輸送●建設業・店舗什器施工業●倉庫保管業

平成30年度 法人会役員セミナー

平成30年10月17日(水)(一社)岐阜県法人会連合会主催で、じゅうろくプラザ5階会議室に於いて「平成30年度法人会役員セミナー」が開催されました。当法人会



各務陽介 調査官

からは11名の会員と事務局1名の参加がありました。

第1部の講師は名古屋国税局課税第二部消費税課の各務陽介調査官で「消費税の軽減税率制度の概要」と題してセミナーが行われました。

来年10月から消費税率10%への引上げに伴って、食料品等の軽減税率制度の導入が予定されています。外食は通常の10%となりますが、野菜等の食料品を購入する際には8%の軽減税率が適用されることなど、事例を挙げて具体的な説明をしていただきました。



高橋 聡氏

続いて第2部の講師は、デロイト・トーマツ税理士法人名古屋事務所の高橋聡氏による「最近の事業承継税制事例」と題してセミナーが行われました。

平成20年に事業承継税制が導入され、以後度々改正をして来たものの、当該税制度の利用は進んでいませんでした。平成30年度税制改正において抜本的と云える改正が行われ、10年間の特例制度で株式等の贈与・相続等が100%納税猶予されることとなりました。この特例事業承継税制の活用方法について大変分かり易い説明をしていただきました。

平成30年 大規模法人経営者研修会



藤村伸介 調査部長

平成30年11月28日(水)(一社)岐阜県法人会連合会は、ホテルグランヴェール岐山に於いて「大規模法人経営者研修会」を開催しました。岐阜南法人会からは28名の参加がありました。

第1部は、名古屋国税局の藤村伸介調査部長による「最近の税務行政について」と題して、相続税・贈与税の仕組み等について解説していただきました。特に相続税については税務調査における指導事項を基に説明され、結びに「相続する人のためにも後から争い事が起きないように財産の状況が分かるようにしておくことが大切」と話されました。続いて同局の2名の講師による説明がありました。

調査管理課後藤幸子課長補佐により「誤りのない申告書を作成するために」と題し大規模法人の申告書作成上の留意点について説明していただきました。

消費税課谷口智寿軽減税率制度係長により「消費税の軽減税率制度について」と題し、来年10月から実施される消費税軽減税率について、ファーストフードの店内飲食などの事例を挙げて丁寧に説明していただきました。

第2部では、同局の奥山直樹調査開発課総括主査による「大法人のe-Tax義務化について」説明がありました。

生活習慣病予防健診のご案内

日頃から当法人会の事業活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
法人会では会員の皆様の健康な日々と未来のために「生活習慣病予防健診」を毎年実施いたしております。お値打ちな「お勧めコースA・B」を設定し、また、協会けんぽにご加入の被保険者、被扶養者に対する補助金について別送でご案内しております。
ご自分の身体のこと、この機会にすすんで受診されますようご案内申し上げます。

● 検査内容のご案内

A 27,300円 C:基本コース+D・E・F・Gを含みます
お勧めコース (男性の方対象)
H:眼圧検査 ¥500は別料金です + J:胃ABC検査 ¥4,000は別料金です + N:BNP検査 ¥3,000は別料金です + O:LOX-index検査 ¥12,500は別料金です + P:アレルギー検査 ¥12,500は別料金です

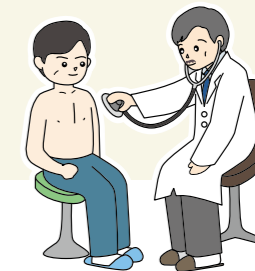
B 27,800円 C:基本コース+D・E・F・Iを含みます
お勧めコース (女性の方対象)
H:眼圧検査 ¥500は別料金です + J:胃ABC検査 ¥4,000は別料金です + N:BNP検査 ¥3,000は別料金です + O:LOX-index検査 ¥12,500は別料金です + P:アレルギー検査 ¥12,500は別料金です

C 基本コース 16,500円 オプション検査 D~P追加できます。(別料金)

オプション検査

D: 腹部エコー検査(¥4,000) H: 眼圧検査(¥500) O: LOX-index検査(¥12,500)
E: 腫瘍マーカー検査(¥4,000) I: 子宮癌検査(¥2,500)※女性 P: アレルギー検査(¥12,500)
F: 肝炎検査(¥2,000) J: 胃ABC検査(¥4,000)
G: 前立腺癌検査(¥2,000)※男性 N: BNP検査(¥3,000)

(胃部レントゲンを受診されない時は2,000円引)



- 実施日時 平成31年 2月19日(火)~23日(土)の5日間
- 健診会場 岐阜産業会館 岐阜市六条南2-11-1 ☎058-272-3921 ※受付時間は午前中です
- 申込締切日 平成31年 1月31日(木) お早めにお申し込み下さい。
◎受診票等書類は事務処理上2月10日頃になります。しばらくお待ち願います。

※お問い合わせご案内につきましては下記宛お問い合わせ下さい

一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部
〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎0120-294-373 FAX.052-822-0900

新会員紹介 平成30年9月1日～平成30年12月15日入会

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
厚見第二	(株)ゴエンズ	岐阜市東川手1-82 羽ひかわ110号室	268-6870	サービス業	
茜部第二	(株)ITフィールドサービス	◇ 茜部菱野2-42-1	215-6655	通信建設業	(株)Gyt
◇	エルフィールド	◇ 茜部新所1-151 プレジデント21 205	201-5317	保険代理店業	(株)Gyt
◇	(株)達石工務店	◇ 茜町113	090-9948-1113	建築工事業	AIG損害保険(株) 佐藤竜三
◇	(株)都築エンジニアリング	◇ 茜部新所1-78	214-7013	工作機械修理業	(株)十六銀行 あかね支店加知
鶉	(株)真和工業	◇ 東鶉6-42-2	090-6071-5207	建設業	岐阜信用金庫 うずら支店
◇	ツカダ塗装(有)	◇ 南鶉3-272-3	215-8606	塗装業	岐阜信用金庫 うずら支店
六条第一	(株)ファルコグループ	◇ 六条南2-20-14	215-5552	中古車販売業	大同生命保険(株) 竹中真貴
陵南	永縄製作所	各務原市小佐野町6-29	090-3553-5111	建設業	AIG損害保険(株)岐阜支店 傍嶋豊治
蘇原	(有)イケオ塗装所	◇ 蘇原新栄町3-41-4	383-6750	塗装業	【Aflac代理店】(株)トーア 小森
羽島第三	(有)フォーユーハウス	羽島市舟橋町636-8	322-8950	不動産業	AIG損害保険(株)一宮支店 山内高宏
岐南町北	(株)岐南開発	羽島郡岐南町八剣北6-10	090-1755-7065	不動産管理業	(株)Gyt
岐南町東	(株)邑久電機	◇ 岐南町平島1-158-1	213-0156	電気機械器具製造業	AIG損害保険(株) 遠藤大輔
柳津	(株)allprotect	岐阜市柳津町蓮池5-18 17A Ciel A201	080-4841-3855	水道工事業	AIG損害保険(株) 日比野正昭

事務局だより

- 平成31年3月7日(木)10時から第3理事会・支部長会が開催されます。
- 平成31年5月28日(火)第8回通常総会が開催されます。
- 会員登録事項に代表者変更や住所変更等がございましたら、すみやかに法人会事務局に下記連絡票でFAX送信をお願いいたします。

■ホームページご利用のご案内

ホームページには、当会に関係する行事や事業予定、税務署からのお知らせや税に関する情報、実施事業の写真などリアルタイムに掲載をしています。また、会員の方以外にもご参加いただける研修会や講演会などのご案内、オンデマンドセミナー、情報公開、関係機関へのリンクなども掲載しています。是非ご利用ください。

URL <http://www.gifuminami.jp>



キリトリ

登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名	所在地	
内容	変更前	変更後
法人名		
所在地		
代表者		
資本金	円	円
電話		
F A X		

(公) 岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

Back Stage 編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年は岐阜で開催された「全国青年の集いー岐阜大会」を始め、その他多くの事業を会員のみなさんに支えていただきました。これらの事業を紹介し、当法人会の歴史をこの広報誌でつづけてきました。

今年は平成の時代が一つの歴史となり、新たな時代を迎える年となります。広報委員会はどんな時代になろうとも、法人会活動を皆さんにわかりやすく伝えることを愚直に進めてまいりたいと考えます。今年もどうぞよろしくお願い致します。

広報委員会一同

Avanti VOL.21

発行日 平成31年1月15日
 発行 公益社団法人 岐阜南法人会
 発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地
 TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276
 Email: jim@gifuminami.jp
 URL: http://www.gifuminami.jp
 編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会
 印刷所 安藤印刷株式会社
 羽島郡岐南町みやま3-57-1
 TEL.058-271-9555(代) FAX.058-273-7800

迎春

まっすぐに突き進む!



安藤印刷株式会社

営業本部
 〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやま3-57-1
 tel.058-271-9555 fax.058-273-7800
<http://www.ando-net.com/>
 プレス事業部
 〒500-8246 岐阜市下川手71-1
 tel.058-271-9557 fax.058-271-9563

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

お亡くなりになる リスクに対する保険 総合型 V Rタイプ	重度の身体障がい 状態による退職の リスクに対する保険 総合型 V Tタイプ	重大疾病による 長期離職の リスクに対する保険 Jタイプ	ケガ・病気による 一時的な離職の リスクに対する保険 Mタイプ
--	--	--	---

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ:大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、
総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、
Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社 **DJIDO 大同生命保険株式会社**
 岐阜支社/
 岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F)
 TEL 058-262-5141

AIG AIG損害保険株式会社
 岐阜営業支店/
 岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル3F)
 TEL 058-263-8703

F-30-1031(平成30年8月15日)
 B-152257 2017-11



株式会社秋田屋本店

AKITAYA HONTEN since 1804

創業文化元年(1804年)
養蜂部創設明治二十年(1887年)

みつばちのチカラを人の力へ

創業から215年、養蜂部創設から132年の歴史を礎に、
皆さまの美しく健やかな暮らしのお役に立てるように
努めてまいります。



オンラインショップ <http://akipure.com> 秋田屋通販 検索  0120-82-8138

株式会社秋田屋本店 (食品製造業)

日本養蜂株式会社 (医薬品製造業)

代表取締役社長: 中村 源次郎

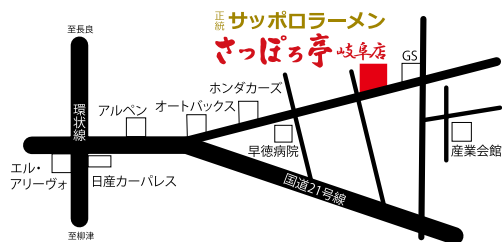
本社: 岐阜県岐阜市加納富士町1-1 TEL.058-272-1221 FAX.058-275-0001 <http://www.akitayahonten.co.jp>

事業所: 城南事業所 営業所: 東京営業所 工場: 薬師工場・洞戸工場・本巢屋井工場・加納工場

正統 サッポロラーメン

さっぽろ亭 岐阜店

さっぽろ亭 岐阜店は、1972年の創業から
今も尚、変わらぬ味をお客様に提供し続け
ております。また、新メニュー開発など
お客様に愛されるラーメン店であり続ける
ための努力をこれからも続けてまいります。



◆岐阜県岐阜市宇佐東町 6 番 11 号 (県庁東) ◆TEL(058) 273-6426
◆営業時間 11:00~OS 22:00 ◆金曜定休



株式会社 田 幸

本 社 / 岐阜県岐阜市南鶉 5 丁目 52 番地の 1
TEL / 058-271-6661 FAX / 058-271-6719
主要営業所 / 東京営業所・八百津工場・配送センター
関 連 会 社 / 株式会社パールスティック・中国 東勝田幸紡織有限公司